

各位

2015年10月21日
株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役 丸木強
問合せ先：取締役 加藤楠
TEL：03-5459-0380
Email：info@stracap.jp

株式会社日本デジタル研究所（東証一部：コード6935）の
取締役会議事録閲覧謄写許可の申立ての却下について

弊社は、INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP（以下「ファンド」といいます。）と投資一任契約を締結しており、ファンドは株式会社日本デジタル研究所（以下「同社」といいます。）の発行済株式総数の約2.85%を保有しております。

ファンドは、本年4月7日に、東京地方裁判所に対し、同社の過去10年間の取締役会議事録の閲覧の許可を求める申立てを行いました。10月14日に申立てが却下されましたので、本件を公表いたします。

1. 閲覧謄写を求めた取締役会議事録

下記に掲げる事項に関して、審議、決定又は報告の経過が記録されている部分（当該部分で引用されている別紙又は添付書類がある場合は当該別紙又は添付書類も含む。）、当該部分が記録されている議事録の取締役会の日時、場所、出席者、議長及び作成日の部分並びに出席した取締役及び監査役の記名捺印の部分。

記

- ① 同社と税理士法人M&S総合会計事務所間の税務顧問契約（税理士法人M&S総合会計事務所の前身である、同社代表取締役前澤和夫氏の実兄前澤栄氏が経営していた前澤会計事務所との税務顧問契約も含む。）の締結、更新又は終了
- ② 同社と前澤栄氏間の雇用契約の締結、更新又は終了
- ③ 同社と株式会社前澤建築事務所間の設備の設計監理委託契約の締結又は終了
- ④ 満期保有目的債券の取得又は当該債券の処分に係る契約締結
- ⑤ 長期預金の取得に係る契約締結
- ⑥ 取締役会規程の制定又は改正に関する決定

2. 申立ての理由

下記の理由から、1 項記載の相手方の各事項に関与した相手方取締役らに善管注意義務及び忠実義務違反並びに法令違反が認められるかどうかを株主として確認・検討するため。

記

- ① 同社と税務顧問契約を締結している税理士法人M&S総合会計事務所（税理士法人M&S総合会計事務所の前身である、同社代表取締役 前澤和夫氏の実兄前澤栄氏が経営していた前澤会計事務所との税務顧問契約も含む。）の経営者である前澤栄氏は同社代表取締役前澤和夫氏の実兄である。この対価は年間 886 万円である。
また、同社は、前澤栄氏に対し「当社の税理士業界への展開に関する経営相談」を職務とする非常勤の嘱託従業員として、少なくとも 5 期に渡り、年間 720 万円の給与を支払っている。
前者と後者の業務は同一又は重複するものがあると考えられるため、上記対応は、同一の業務又は職務に対する 2 重払い、かつ、委任業務内容に対して対価が不相当に高額である可能性がある。
- ② 同社が、過去に設計・工事監理料を支払い続けてきた株式会社前澤建築事務所（以下「前澤建築事務所」という。）の代表取締役である前澤好和氏は同社代表取締役 前澤和夫氏の実兄である。
少なくとも 7 年間にわたり、同社は前澤建築事務所に年間 1,000 万円超～2 億円超の設計監理料を支払ってきたが、同社有価証券報告書の記載からは、設計監理料の根拠となるべき設備建設は明らかではない（また、別途、有価証券報告書に掲載されていない設備建設の回答を求めたが、同社は、当該設備建設の全部は回答せず、また、各設備建設代金を明らかにしなかった。）。したがって、設計監理業務委託契約が実態を伴うものではなく、かつ、設計監理料が不相当に高額であった可能性がある。
- ③ 同社が保有している投資有価証券及び長期預金は、昨年 3 月末現在で約 22 億円の含み損を抱えているところ、これらの投資に係る取締役会の判断過程を確認する必要がある、また、これらの投資が取締役会での適正な手続きを経たものではない可能性がある。
- ④ 前号の含み損を生じさせた点について、同社の対応（取締役会決議事項からの除外規定を取締役会で定めること）又は取締役会での是正措置を取らなかったことが、違法なものである可能性がある。

3. 相手方の対応

相手方は、上記 1①、②、④、⑤の内容が記載された取締役会議事録は、存在しないと主張した（つまり、相手方は、上記 1①、②、④、⑤の内容については、相手方取締役会において決議も報告もなされていないと主張した。）。

4. 却下の理由

- (1) 上記 1.①及び②については、「関連当事者との取引であるからといって、取締役会で審議・決定がされ、又は少なくとも報告がされる事項であるとはいえず、取締役会で審議・決定がされ、又は報告がされた取締役会議事録が存在することについて、疎明があるとはいえない。」ため
- (2) 上記 1.③については、「有価証券報告書記載の重要な設備の新設を見る限り、設計・工事監理が必要となる設備は社宅及び生産設備のみであるが、重要性のない工事については、有価証券報告書の『設備の状況』に記載されないこともある。・・・直ちに、前澤建築事務所に対する設計監理料の支払額が不当に高額である疑いがあるとは認められず、取締役に対する責任追及等の訴えの対象となりうる特定の事実関係又は取締役に対する責任追及等の訴えの提起を検討するに値する特定の事実関係が存在することについて、疎明があるとはいえない。」ため。
- (3) 上記 1.④については、「満期保有目的債券の取得が 260 億円であっても、個別の取得金額ではなく、取得金額の合計額であるから、直ちに、本件の満期保有目的債券の取得が、取締役会決議が必要な『重要な財産の譲受』に該当するとは認められず、一件記録上、他に、これを認めるに足る疎明資料はない。」また、「(含み損が 20 億 9000 万円と第 46 期の純利益の 40%超となっていて、)『一件 5 億円以上の投融資であっても、利息収入を目的とする余剰資金の運用であって元本保証型の有価証券を取得する場合は、取締役会決議としない』旨の取締役会規程を定めており、本件の満期保有目的債券の取得額及び含み損の多さを考慮しても、直ちに、本件の満期保有目的債券の取得及び処分は、取締役会で審議・決定がされ、又は報告がされたと認めることはできず・・・取締役会で審議・決定がされ、又は報告がされたことを認めるに足る疎明資料はない。」ため（長期預金についてもほぼ同旨。）。
- (4) 上記 1.⑤については、前記(3)と同旨。
- (5) 上記 1.⑥については、「『一件 5 億円以上の投融資であっても、利息収入を目的とする余剰資金の運用であって元本保証型の有価証券を取得する場合は、取締役会決議としない』旨の取締役会規程を制定したこと及び同規程を改正しなかったことが、直ちに、違法又は裁量を著しく逸脱する業務執行に当たる疑いがあると認めることはできず・・・取締役に対する責任追及等の訴えの対象となりうる特定の事実関係又は取締役に対する責任追及等の訴えの提起を検討するに値する特定の事実関係が存在することについて、疎明があるとはいえない。」ため。

以上